

令和4年12月16日

関係者様各位

社会福祉法人むべの里光栄
理事長 隅田 典代

食中毒事故発生に関するお詫びとご報告

この度、当法人が運営する入居施設におきまして、食中毒事故が発生いたしました。発症されましたご入居者様をはじめご家族の皆様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

また、当法人事業所をご利用いただいているご利用者様および関係者の皆様にも、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

記

・行政処分の内容について

本日、令和4年12月16日付で、山口県宇部環境保健所より、以下の通り食品衛生法に基づき業務を停止することを命じられました。

所轄保健所：山口県宇部環境保健所

業務停止期間：令和4年12月16日から12月19日まで

※既に業務を自粛しております。

営業停止範囲：社会福祉法人むべの里本部（所在地：山口県宇部市大字東須恵320-1）

処分の理由：食品衛生法第6条第3号に違反したため

原因物質：ウエルシュ菌

対象者数：248名

当法人といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、山口県宇部環境保健所の指導のもと、施設の清潔保持や調理業務従事者をはじめとする職員の衛生管理の徹底、安全衛生管理体制の強化を全職員で取り組み、再発防止に努めてまいります。

この度はこのような食中毒事故を発生させてしまい、ご入居者様や関係者の皆様にも多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、重ねて深くお詫び申し上げます。

以上